

京都市告示第328号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館の開館時間を延長します。

令和5年9月21日

京都市長 門川大作

開館時間を延長する日

令和5年11月11日の開館時間は、午前10時から午後8時までとします。

(文化市民局美術館)